

青森県報

号外第十三号

平成十八年
三月一日
(水曜日)

目 次

告 示

ふるさとの森と川と海保全地域の指定…………… (河川砂防課) …… 一

公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表…………… (河川砂防課) …… 二

告 示

青森県告示第百五十三号

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第七十一号)第六条第一項の規定によりふるさとの森と川と海保全地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	区 域
五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域	一 森林 三戸郡新郷村大字戸来字戸来岳国有林五九九林班、六〇一林班の内、六〇三林班、六〇四林班、六〇五林班の内、六〇七林班、六〇八林班、六一一林班、六一二林班

六一三林班、六一六林班の内、六一九林班の内及び六一〇林班の内並びに同大字民有林二九林班の内、三〇林班の内、三一林班の内、五六林班、五七林班、五八林班の内、五九林班の内、六〇林班の内、六一林班、六二林班の内、六三林班の内、六四林班の内、六五林班の内、六六林班の内、六七林班の内、六八林班の内、六九林班の内及び七〇林班の内

二 河川

1 五戸川の区域のうち、三戸郡新郷村大字戸来字二ノ倉地先の三号砂防堰堤から海に至る場所

2 三戸郡新郷村大字戸来字戸来岳国有林六〇一林班の国有林境界標一七五号から同字二ノ倉地先の三号砂防堰堤に至る五戸川に面する沢敷区域

3 五戸川支川の妙返川のうち、軽井沢の合流点から五戸川の合流点までの沢敷区域

三 海岸

1 市川海岸

(一) 八戸市大字市川町字下揚二二七の一、二二七の二、二二七の五、二二七の七、二二七の九、二二七の一〇、一八六の一、二五六、二六一、二六二及び二六三

(二) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域。ただし、八戸市大字市川町字下揚二五六の区域を除く。

ア 八戸市大字市川町字下揚二五六と同字二六一との境界を基点として北西方向に百五十六メートル進んだ延長線の地点

イ アから南東方向に百四十六メートル進んだ延長線の地点

ウ 八戸市大字市川町字下揚二二七の六と同字二五六との境界を基点として北東方向に百十二メートル進んだ延長線の地点

	<p>エ ウの基点から南西方向に二十五メートル進んだ延長線の地点</p> <p>オ ウの基点から北東方向に百四十九メートル進んだ延長線の地点</p> <p>カ アの基点</p> <p>2 八戸港海岸</p> <p>(一) 八戸市大字市川町字浜二の一八、二の三四及び二二の内並びに同字橋向九〇の三及び九一の二</p> <p>(二) 次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次結ぶ線に囲まれた区域。ただし、八戸市大字市川町字浜二一の区域を除く。</p> <p>ア 八戸市大字市川町字浜二二と同字橋向二四の五との境界を基点として南東方向に百三十七メートル進んだ延長線の地点</p> <p>イ アから北東方向に九十メートル進んだ延長線の地点</p> <p>ウ 八戸市大字市川町字浜二九の四と同字二九の五との境界を基点として北東方向に三十四メートル進んだ延長線の地点</p> <p>エ ウの基点から南西方向に九十三メートル進んだ延長線の地点</p>
--	---

公 告

ふるさとの森と川と海の保全に関する計画の公表

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第七十一号）第七条第一項の規定により五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を次のとおり定め、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

第 1	保全すべきふるさとの森と川と海の特質その他ふるさとの森と川と海の保全に関する基本的な事項	
1	五戸川流域の概要	1
2	五戸川流域の保全地域	2
3	保全すべき森・川・海の特質の概要	3
4	保全地域の土地利用、地域文化の概要	4
5	保全の方針その他保全に関する基本的な事項	5
第 2	ふるさとの森と川と海の保全についての施策に関する事項	
1	清流管理指針	6
2	森・川・海の主要な要素を保護するための事項	10
3	森・川・海の維持・管理に関する事項	13
4	管理上必要な保全施設の整備に関する事項	13

平成18年3月

青 森 県

第1 保全すべきふるさとと森と川と海の特質その他ふるさとと森と川と海の保全に関する基本的な事項

1 五戸川流域の概要

五戸川は、十和田湖の外輪山東縁の十和利山にその源を発し、山間部を東に流れ、川沿いにわずかに広がった水田地帯を東北東に向きを変え、妙返川などの6支川を合わせ太平洋に注ぐ、流路延長50.7km（うち河川法に基づく河川指定延長47.4km）、流域面積242.8km²の二級水系の河川である。流域は東西に細長く、北側に奥入瀬川流域と隣接する。

上流域は、ミズナラなどの広葉樹が広がり、流域の上流端は十和田八幡平国立公園に接している。また、戸来岳の付近は、戸来岳県立自然環境保全地域に指定されている。戸来岳は標高1,159mの三ツ岳と標高1,144mの大駒ヶ岳の総称である。

中流域の五戸町中心部に近い小渡平緑地保全地域に指定されている。豊かな植生が回復している。豊かな自然環境地として小渡平緑地保全地域に指定されている。

河口からこの倉タムまでは、河川整備が実施されているものの、豊かな植生が回復しているところもある。また、河口から2本目の橋である新市川橋までの区間は、高潮対策の堤防が整備されている。

河口部の南側の海岸線は、八戸港海岸として港湾が整備され、北側の海岸線は消波プロック及び海岸堤防が整備された市川海岸である。このように海岸線は、施設が整備され、天然海岸はほとんどない。

2 五戸川流域の保全地域

五戸川流域における保全地域は、自然環境が優れた状態を維持している区域のうち、森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域として、自然環境が優れていること、多様な動植物や希少な種が生息・生育していること、地域住民との関わりが深いことなどの理由から下記の区域を保全地域として指定する。

	保 全 地 域
森林	<p>下記の林班に含まれる「木土保全林」及び「森林と人の共生林」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林 599、601の内、603、604、605の内、607、608、611～613、616の内、619の内、620の内 ・民有林 29の内、30の内、31の内、56、57、58の内、59の内、60の内、61、62の内、63の内、64の内、65の内、66の内、67の内、68の内、69の内、70の内
河川	<ol style="list-style-type: none"> 1 五戸川の区域のうち、三戸郡新郷村大字戸来字二ノ倉地先の3号砂防堰堤から海に至る場所 2 三戸郡新郷村大字戸来字戸来国有林601林班の国有林境界線175号から同字二ノ倉地先の3号砂防堰堤に至る五戸川に面する沢敷区域 3 五戸川支川の妙返川のうち、懸井沢の合流点から五戸川の合流点までの沢敷区域
海岸	<ol style="list-style-type: none"> 1 市川海岸の区域 2 八戸港海岸の区域

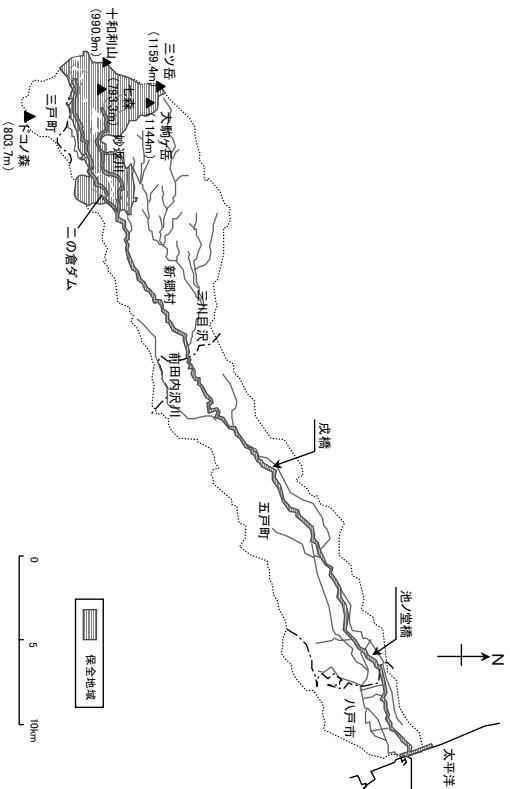


図 五戸川流域と保全地域指定位置図

3 保全すべき森・川・海の環境の特質の概要

森林の区域は、水源かん養、動植物の生息・生育の場などとしての機能が高く、野生動物の生息・生育地の拡大と相互交流の促進や森林の連続性の確保を目的とする「緑の回廊」が設定されている。

アヲを中心とする広葉樹、スギやカラマツを中心とする針葉樹が広がり、かつて盛んであった南部馬の放牧地や、畑地の開墾による伐採、スギやアカマツなどの植林、コナラやカシワなどの薪炭林への転換などにより、現在、アヲの天然林が残るのは十和利山周辺のみである。特に戸来岳付近には、希少で学術的価値の高いイチイ群落やコムツツジ群落があり、二の倉ダム上流には「水芭蕉の群生地」もある。

二の倉ダム上流は、ほとんどが自然河道であり、瀬と淵が連続して形成されている。川辺にはヤチダモ、ガマ、ヨシ、トチノキ、オノエヤナギ等の自然植物が豊かであるとともに、エゾイロナ、ヤマメなどの魚種が生息し、砂礫底の箇所ではスナヤツメが生息する。

二の倉ダムより下流は、河川改修済みであるが、ヤナギ、ヨシ、オギ、ツルヨシの植生が見られ、緑豊かな河道となっている。流れの緩やかなところではヨシの植生が主流であるのに対し、背後の山腹斜面が迫り、流れがやや速くなる上流域ではツルヨシの植生の出現頻度が高くなる。また、スナヤツメ、アヲラハヤ、ドジョウ、エゾイロナ、ヤマメなどの魚種が生息する。

成橋付近には、冬季にオオハクチョウが飛来する。

4 保全地域の土地利用、地域文化の概要

森林の区域のうち国有林は、「森林と人との共生林」、「水士保全林」となっており、保安林のほか、戸来岳周辺は「戸来岳県立自然環境保全地域」に指定されている。五戸川沿いは民有林が多いが、そのほとんどが「水士保全林」である。

標高990mの十和利山は、東側と西側に登山道があり、山頂からの見晴らしがよく登山家の人気のある山であり、また、一帯はネズガリタケのタケノコの産地として有名である。

戸来岳も登山家の人気のある山であり、三ツ岳に登るときは、大駒ヶ岳を経由して登る人が多い。

二の倉ダム上流では、自然河道を呈していることやエゾイロナ等が生息していることから溪流約りに利用されている。

流域最上流部には「迷ヶ平自然休養林」、「二の倉ダム上流には「間木ノ平グリーンパークオートキャンプ場」、「平子沢水と緑の森」、「平子沢森林公園」があり、自然とのふれあいの場となっている森林である。また、「権現ノ滝」や「水芭蕉の群生地」は、観光・レクリエーションに活用されているなど地域住民とのつながりが深く、水芭蕉の開花時期（5月頃）には、多くの人が訪れる。

五戸川には、内水面漁業協同組合は存在しないが、市川漁業協同組合によりサケの稚魚放流が行われているほか、「五戸倉石遊魚会」や「新郷遊魚会」などの団体によりヤマメ、イロナ、ニジマス等の放流が行われている。また、「五戸川をきれいにする会」等の団体が河川清掃、イベント等を実施しているほか、新郷村、五戸町倉石などには河川公園などが整備されて地域に密着し、親しまれている。

また、稲作のための灌漑用水の取水堰が多く設置されており、本川に沿って谷底平野に開かれた水田地帯が帯状に分布し、その外側に畑地や集落が広がっている。

風土・文化の面では、新郷村に「大石神ドラミッド」、「キリストの墓」など神秘的な史跡が点在する。

また、祭りについては、新郷村ではキリストにまつわる「キリスト祭」や「ナニヤトラ」、旧倉石村では県の無形民俗文化財にもなっている「南部駒踊り」、五戸町では豊年祈願の「えんぶり」が行われている。

5 保全の方針その他保全に関する基本的な事項

(1) 保全の目標

森、川、海は、地域住民の生活と結びついて、様々な談話、風俗習慣等の地域文化を形成してきたが、保全地域は、特に流域の特色を有する貴重な財産であることから、流域に関わるすべての人がその価値を正しく認識し、それを大切にすることが、ふるさとの森と川と海との共生を積極的に図るといふ考えの下に連携して一体的な取り組みを行うことにより、ふるさととの森と川と海の保全に努める。

また、森・川・海の保全及び創造においては、できる限り自然の状態を維持するという基本の下に、流域の特質に配慮し、適切に実施する。

このことにより、五戸川流域の森・川・海が、四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然に彩られ、様々な生物を育み、その中で地域住民が潤いと安らぎを得ながら暮らせる特色のある五戸川流域の姿を実現する。

(2) 保全施策

上記の目標達成に向けて、次の施策を実施する。

ア パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、五戸川流域における連携体制の構築を図る。

イ 定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に五戸川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行う。

ウ 人との積極的な関わり合いの場の活用

「迷ヶ平自然休養林」、「水芭蕉群生地」等は、観光で訪れる人も多いことから、今後も積極的に活用を図るとともに、関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育む。

さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深める。

エ 特定行為に対する適切な対応

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図る。

オ あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、五戸川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の間を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組む。

第2 ふるさととの森と川と海の保全についての施策に関する事項

1 清流管理指針

保全地域内の河川において、河川の状態を的確に把握するための指針、保全施策のための指針とする。

なお、本指針では下記の2つの方法で管理を行う。

ア 公共用水域水質測定

尻引橋、成橋観測地点において、「生活環境の保全に関する環境基準」に定める項目について、県が水質測定を継続的に行う。

イ 日常的な清流管理

地域住民等により日常的な管理を行う。

(1) 清流管理の基本的事項

ア 管理区間

管理区間は、保全地域指定で定めた河川のうち下表の区間とする。

区分	管理地点及び区間
公共用水域水質測定	尻引橋 成橋
日常的清流管理	池ノ堂橋の付近 中市新橋の付近 新高橋の付近 二の倉ダム上流

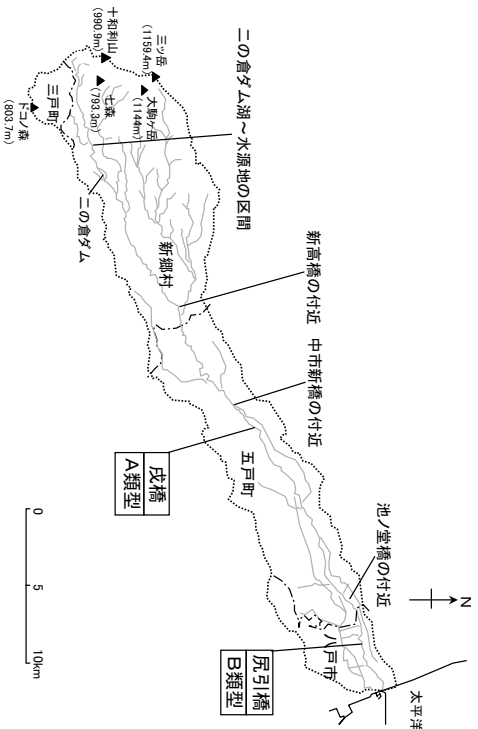


図 管理区間位置と尻引橋、成橋観測地点

イ 管理内容

現在の良好な自然環境を将来にわたり維持し、保全していくためには以下の管理を青森県、関係市町村および地域住民が一体となって維持管理していくこととする。保全地域の管理については、継続的に水質やゴミ投棄等の現状把握を実施するとともに巡視等により管理を行う。

(ア) 管理の内容

- ・ 水質の把握
- ・ ゴミの投棄や汚濁排水状況の把握
- ・ その他河岸の状況の把握

(イ) 管理の方法

参加型・学校の総合的な学習の時間等を活用するほか、今後の地元協議により役割分担を行う。

(2) 清流管理のための指標

ア 管理指標の設定

(ア) 公共用水域水質測定
公共用水域において定められている水質基準「生活環境の保全に関する環境基準」の5項目（pH・BOD・SS・DO・大腸菌群数）を指標とする。

(イ) 日常的な清流管理

- i 水 量
目視による湧水時の流量を指標とする。
- ii 水 質
流水の性状（透視度、臭気等）を指標とする。
- iii 魚 類
魚類の生息状況（生息範囲、行動、浮上死など）を指標とする。
- iv 水生生物
「水生生物による水質判定」に示された種を指標とする。

イ 管理すべき基準値

(ア) 公共用水域水質測定
生活環境の保全に関する環境基準を満足すること

管理地点	水質管理基準
尻引橋	河川環境基準B類型 pH：6.5以上8.5以下 BOD：3mg/ℓ以下 SS：25mg/ℓ以下 DO：5mg/ℓ以上 大腸菌群数：5,000MPN/100ml以下
成橋	河川環境基準A類型 pH：6.5以上8.5以下 BOD：2mg/ℓ以下 SS：25mg/ℓ以下 DO：7.5mg/ℓ以上 大腸菌群数：1,000MPN/100ml以下

(イ) 日常的な清流管理

- i 水 量
湧水時に瀬涸れ等が生じないこと。
- ii 水 質
透視度、臭気等の異常がないこと。

iii 魚 類
 既往調査で確認された種の生息範囲や行動に異常がないこと。
 浮上死等の異常が生じていないこと。

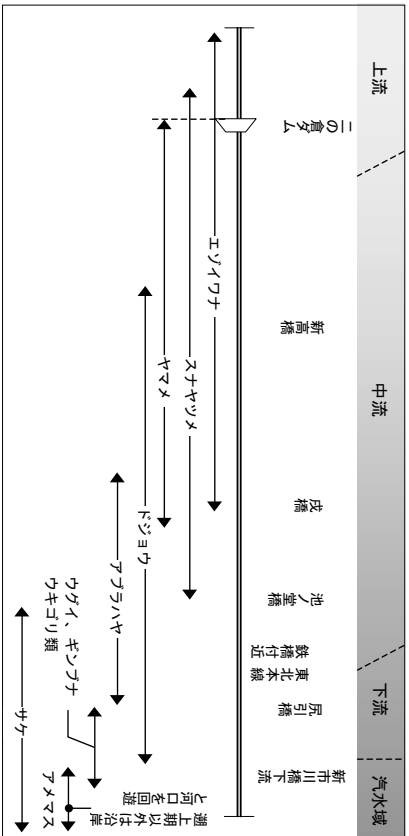


図 既往調査による魚類の生息範囲の目安

iv 水生生物
 きれいな水 () 相当の水生生物の生息が優先すること。

水質判定	指 標 生 物
きれいな水 (I)	カワゲラ ヒラタカゲロウ ナカシトビケラ ヤマトビケラ ヘビトソボ フユ アミカ サワガニ ウズムシ
少しきれいな水 (II)	コガタサトビケラ オオサトビケラ ヒラタドロムシ ゲンシボタル コオニヤンマー ヤマトシジミ イシヤキガイ カクニナ スズエビ
きたない水 (III)	ミスカーキリ タニコウチ ミズムシ イソコツムシ ニホソドロソコエビ タニシ ヒル
大変きたない水 (IV)	セスジユスリカ チョウバエ アメリカカザリガニ エラミミズ サカマキガイ

※ _____ は、五戸川において確認されている種

2 森・川・海の主要な要素を保護するための事項

(1) 森林の区域・二の倉ダム上流の区域

ア 森林は、地域における貴重な産業・観光・自然資源であることから、区域のほとんどを占める国有林野と連携を図りながら森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう努める。また、国民の森という観点を踏まえ、地域住民など県民参加の植樹や育樹を通じて「森づくり」の活動を推進し、地域に開かれた適切な森林の保全・育成に努める。

イ 植樹・育樹の各種イベントなどの推進を通じ、森・川・海のつながりの重要性の普及啓発を図るとともに、森の保全・育成を担う森林ボランティアなどの人材や担い手の育成を図る。

ウ 「水芭蕉群生地」等の優れた自然環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等の連携により巡視活動等を推進する。

エ 「迷ヶ平自然休養林」、「間木ノ平グリーンパーク」、「平子沢水と緑の森」、「平子沢森林公園」、「水芭蕉群生地」は、地域住民が自然と親しみ、憩いやすらぐ場、自然環境教育・学習の場として活用を推進する。

(2) 河川の区域

ア ヤナギやヨシなどの川辺植生、希少種であるスナヤツメ、メダカ、トミヨ、カジカなどの魚種が見られ多種多様な動植物の生息・生育の場となっていることから、これらの生物の生息・生育環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

イ 河川環境に関する維持管理については、定期的に保全地域を中心としたパトロールを実施する。また、地域住民等との情報交換等により、自発的な住民参加のもとに河川清掃を継続し、良好な水環境の保全に努める。

ウ 地域住民等の理解と協力により、河川及び沿岸に生息・生育する魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全及び河川の美化・水質の向上・維持に努める。

エ 成橋付近は、白鳥の飛来地となっていることから、その環境の保全を図るため、ふるさと環境守人、地域住民等との連携により巡視活動等を推進する。

(3) 海岸の区域

ア 行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

イ 海岸防災林は、関係団体、地域住民等の連携により、飛砂防備保安林としての公益的機能が持続的に発揮されるよう適切な森林の保全・育成に努める。また、海岸防災林の役割について普及啓発し、その恩恵を受ける地域住民との協働による森林管理や森林教育の場などとしての活用を図る。

ウ 五戸川河口付近は、野鳥の生息・飛来地となっていることから、地域住民による野鳥観察や学習会が継続され、良好な海岸の環境が保全されるよう努める。

エ 洪水の時に、海岸には河川から大量のゴミが流されてきていることから、川をきれいにするだけでなく、海岸をきれいにするために河川へのゴミ投棄防止に努める。

- (4) 全般的な保全施策
- ア パートナーシップによる取り組みの積極的な推進
- (ア) 里親制度による清掃活動などの活動を推進し、保全地域を中心に森・川・海での住民参加による保全に取り組む。
- (イ) 流域の小中学校の児童・生徒による環境学習と連携し、清流管理指針の水生生物・水質調査などを実施するとともに、地域住民等と連携しながら指標項目調査を行う。また、水質調査活動のPR等により、生活排水対策等に対する普及啓発を図る。
- (ウ) 地域住民等と行政が協働してパンフレットの作成・配布等を行うなど地域住民等に対する保全計画への理解と保全意識の高揚を図る。
- イ 民間団体等の自発的活動の促進
- (ア) 調査研究の推進を図るため、民間団体等に対する各種助成制度や関係情報の提供等を行う。
- (イ) シンポジウム、学習会の開催等民間団体等の自発的活動の場を提供する。
- ウ ふるさと環境守人による支援
- ふるさと環境守人による地域住民等のボランティア活動、観察、環境学習等への支援を行う。
- (5) あるべき姿に向けた適切な創造
- ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資する森・川・海づくりにあたっては、「県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を守り、これを揺るぎない形で次の世代に引き継ぐ」との条例の理念を尊重する。
- 森林、河川及び海岸の一体的整備その他必要な施策を行う際には、五戸川流域の過去を考察しながら、できる限り自然の状態を維持し、かつての五戸川流域に近づくよう次のとおり取り組む。
- ア もともとの姿を参考とした森・川・海づくり
- 事業を実施するときは、もともとの森や川や海の状態を参考にし、動植物の生態系や自然景観に配慮した森づくりや川づくりや海づくりを実施する。
- イ 自然の作用を最大限に活用した森・川・海づくり
- (ア) 森・川・海自身がつくる作用を最大限に活用し、多様な形状の保全・復元に努める。
- (イ) 浸食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけでなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。
- ウ 注目すべき生物の保全を確保する森・川・海づくり
- 希少種や絶滅のおそれのある生物、地域の良好な環境を代表する生物を含めた生態系を保全する視点に立った事業実施に努める。
- エ 地域住民との対話による森・川・海づくり
- 五戸川流域の特性に応じた森・川・海づくりを行うに当たって、地域住民等の知見・情報を活用するとともに、地域住民等との連携や役割分担により取り組む。

- オ 関係行政機関の連携強化による森・川・海づくり
- 関係行政機関との連携を密にし、他の事業者が関連する整備を行う場合に十分な調整を図る。
- カ 持続可能な森づくり
- 上・中流域に存する育成途上の森林については、間伐など適正な保育を推進するとともに、広葉樹の植栽や複層林への誘導など多様な森林の造成を図る。また、トチ、アザミなどを中心とした天然林においても適切な施策を行い、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮する森林づくりに取り組む。
- キ 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保した川づくり
- (ア) 上下流方向、横断方向の連続した環境条件を確保するとともに、周辺のネットワークを断ち切らないように努める。
- (イ) 河畔林を保全するとともに、連続性の確保に努め、森と川と海を結び回廊となるように配慮する。
- (ウ) 魚類等の遡上・降下に支障のある河川横断工作物の改築にあたっては構造を見直し、森と川と海のつながりの確保を図る。
- ク 連続した環境条件を確保した海づくり
- (ア) 海岸と海域、陸域、河川などとの空間的な連続性、環境変化の時間的連続性、生態・生育の場や生物の多様性及び変動性に留意する。
- (イ) 繁殖場、生育場、生息場等になっている多様な場を確保するとともに、その場を構成する環境要素や場のつながりを適正に維持する。
- (ウ) 海では多くの渡り鳥が見られる。これらの渡り鳥にとって休息、採餌、繁殖等に必要な区域であることを認識し、将来にわたって地域住民と共生できる環境を維持するため、水鳥たちの生息の場を保全する。
- ケ 間伐材を利用した川づくり
- 森林担当部局、河川・砂防事業担当部局は、お互いに連携して間伐材の需給情報を交換し、地域で供給される間伐材を有効利用し「森を育む川づくり」を推進する。
- コ 川づくりにおける事業実施後の継続的なモニタリングの実施
- 事業実施後の状況を継続的に調査し、その効果を検証する。
- カ 森・川・海の自然とのふれあいの場の確保
- (ア) 子どもたちをはじめ地域住民が森・川・海とのふれあいを通じて、自然のすばらしさや大切さを感じることができ自然体験の場、遊びの場、憩い・安らぎの場、交流の場を創出する。
- (イ) 誰もが安全に河川に近づき、身近に自然にふれることができる施設整備を推進する。
- (ウ) 誰もが利用しやすく、海とふれあえるように、水際線への向上を図る。

3 森・川・海の維持・管理に関する事項

(1) 現地での維持管理内容

(ア) ふるさと環境守人による巡視
巡回ルート及びその巡視方法・巡視エリア・巡視頻度を設定し、ふるさと環境守人が巡視する。

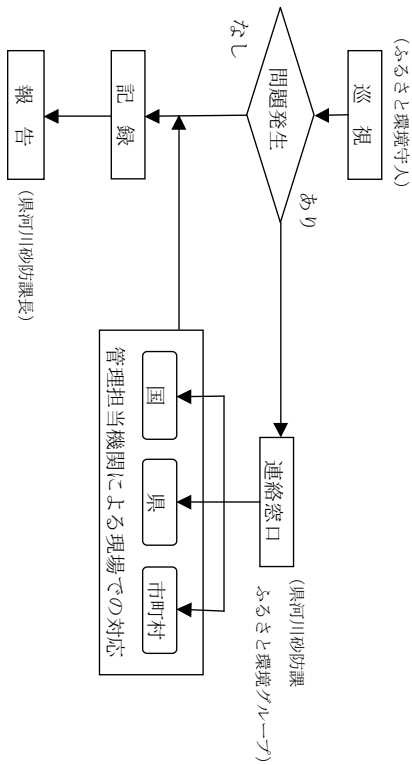
(イ) 報告

ふるさと環境守人は問題発生時に連絡する以外に巡視した結果を記録し、一月分をまとめて県(河川砂防課長)に報告する。

(ウ) 問題発生時の対応

問題発生時は、連絡窓口から森、川、海の管理担当関係機関及び関係市町村へ連絡を行い、管理担当機関等が現場で対応する。

(2) 現地管理体制と役割分担



4 管理上必要な保全施設の整備に関する事項

保全地域表示看板の設置

表示看板には、保全地域の名称・保全地域の範囲・保全地域の特質を表示することとし、必要に応じて生息する生物等の写真等を表示する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭